

昭和 63 年 8 月 5 日

会員各位殿

日本化粧品工業連合会

会長 福原 義春

日本パーマネントウェーブ液工業組合

理事長 田尾 有一

亜硫酸塩を配合したヘアセット料に関して

拝啓

思わぬ冷夏に見舞われた7月でしたが、貴社益々の御清栄心よりお慶び申し上げます。
平素より、当会の運営にご協力下さいまして有難う存じます。

さて、表記の件に就きましては、化粧品として品目許可が得られておりますが、最近この種のヘアセット料に関して、パーマネント・ウェーブ用剂的な効能・効果を示唆するがごとき、誇大あるいは虚偽の広告、宣伝がごく偶に見受けられるやに聞いております。

このようなことは、化粧品の本質を誤るもので、申すまでもなく誠に憤まなければならないことです。

今回、当局のご指導を得て別添のような自主基準を制定いたしましたので、この旨ご連絡申し上げます。

敬具

亜硫酸塩を配合したヘアセット料に関する自主基準

- (1) 本品は、亜硫酸塩を配合した洗い流す用法の持続性のあるセットを目的とする化粧品のヘアセット料である。
- (2) 本品は、パーマ、ウェーブ等のパーマメント・ウェーブ用剤と誤認されるような名称は使用できない。
セット、カール、スタイリング等化粧品的名称を使用すること。(不可とされる販売名を列記しておく。 パーマ、××ウェーブ、 セミパーマ、× コールド、 ×・・・剤、ウェービー 等)
- (3) また、本品を、リンス料と組み合わせで販売又は使用させる場合には、パーマメント・ウェーブ用剤と誤認されないために、第1剤とか第2剤とかの字句は使用できない。ただし、消費者の誤用を防ぐために、単なる1.及び2.等の符号を付けることは差し支えない。
- (4) 本品に配合する亜硫酸塩の範囲は、無水亜硫酸ナトリウム、亜硫酸水素ナトリウム、ピロ亜硫酸ナトリウム又は、チオ硫酸ナトリウムとする。
- (5) 本品の、宣伝・広告に関しては、医薬部外品であるパーマメント・ウェーブ用剤と誤認されるごとき、またはパーマメント・ウェーブ用剤の効果を推測されるごとき、一切の表現をしてはならない。
- (6) 本品は、製品の容器もしくは被包又はこれに添付する文書に「化粧品の使用上の注意事項の表示自主基準」(日本化粧品工業連合会申し合わせ、昭和50年10月1日及び昭和52年12月22日 一部改正)による他、次の事項を表示しなければならない。

本品は、加温する場合でも必ず60 以下の温度でお使い下さい。

使用後は、必ず洗い流して下さい。